

一般社団法人天草市スポーツ協会トップアスリート育成助成金支給規程

一般社団法人天草市スポーツ協会（以下「協会」という。）の定めるトップアスリート育成助成金（以下助成金）の支給については、本規程による。

【目的】

- 第1条 「トップアスリート育成事業実施要領」に沿って天草市強化指定選手および指導者に「トップアスリート育成助成金」を支給する。
- (1) 助成金は、第2条によって承認された強化指定選手および指導者とし、支給内容は、トップアスリート育成事業実施要領第8条のとおりとする。
- (2) 助成金の総支給額については予算の範囲内とする。

【トップアスリート選考委員会】

- 第2条 強化指定選手及び指導者の選考については、トップアスリート選考委員会（以下選考委員会）を設ける。
- (1) 選考委員会は協会会長が任命する委員によって構成する。
- (2) 協会会長を選考委員会、委員長とする。
- (3) 選考委員会は委員長が必要であると認めたとき委員長が招集する。

【推薦および助成金の申請】

- 第3条 推薦についてはトップアスリート育成事業実施要領第4条第1項による推薦のうえ、被推薦人が所属する正会員団体が申請するものとする。
- (1) 正会員団体は天草市制定の様式により協会に申請するものとする。

第4条 助成金申請する場合は次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) トップアスリート育成事業実施要領第6条第1項から3項までに該当することが証明できるもの。
- (2) その他、会長が必要とみとめる書類。

平成29年10月12日理事会承認

平成29年10月13日より適用

令和3年7月1日一部改定

令和5年4月1日一部改定